

人 権 教 育

児童生徒が権利をもつ主体であり、大人と同じ一人の人間として基本的人権を有することを理解、尊重した上で、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができる実践的態度や行動力を育成する。

1 「子どもの権利」の理解

全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。（「こども基本法」第三条一）

2 人権が尊重される学校づくり

学校の雰囲気は、教職員同士、教職員と児童生徒、児童生徒同士の人間関係、教職員の日常的な言動等によって作られることを自覚し、人権を尊重する雰囲気を意識的、積極的に醸成する。

3 人権が尊重される学習活動(授業)づくり

児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に、受容的・共感的な姿勢・態度で接する。
※ 詳細は令和5年度学校教育指導指針を参照

Q1 人権教育を推進する上で大切な視点について教えてください。

A 児童生徒の権利、「子どもの権利」について十分理解し、尊重することが大前提です。その上で、**教職員の日常的な言動**が、児童生徒の権利を尊重する意識や人権感覚に大きな影響を与えることを自覚することが不可欠です。また、**多様性と包摶性のある社会の実現**を目指す中、「みんなと同じことができる」、「言われたことを言われたとおりにできる」ことを過度に要求していないか、画一的・同調主義的で、児童生徒が同調圧を感じていないか、という視点から自身の指導を見直す必要があります。人権教育を推進する上で、まずは**自身の考え方、言動等を振り返り、改善を図ることが求められます。**

Q2 「子どもの権利」について教えてください。

A 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（日本は1994年に批准）の考え方に基づきます。条約は、18歳未満を児童（子ども）と定義し、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの原則から成り立っています。令和4年12月に公表された**生徒指導提要**（改訂版）では、「児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育」を行うこと、「児童の権利に関する条約の4つの原則を理解しておくことが大切」であること、「同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域にとって必須」であること等が明記されています。

また、令和5年4月1日施行の「**こども基本法**」は、子どもの権利条約に対する国内法として位置付けられます。日本国憲法及び子どもの権利条約の精神に則り、次代の社会を担う**全ての子どもが、自立した個人として健やかに成長**することができるよう、**社会全体でその権利の擁護を図ること**を目的とし、6つの基本理念からなっています。

Q3 何を参考に入権教育を推進したらよいのか教えてください。

A 児童生徒の権利に関する知的理解を促すこと、人権感覚を養うことを通して、**自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする実践的態度や行動力を育む**のが人権教育であることを念頭に置いた上で、「**人権教育の指導方法等の在り方について**〔第三次とりまとめ〕」を手引きに、人権教育を推進してください。また、障がい者、外国人、インターネットによる人権侵害など、個別的な人権課題への対応も求められます。研究指定校の実践や「〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」等を参考にしてください。

【参考文献】

- 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」 (平成20年3月 文部科学省)
- 「学校における人権教育の指導方法等の改善・充実」 (平成24年2月 岩手県教育委員会)
- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して
- ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」 (令和3年1月 中央教育審議会)
- 「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」 (令和3年3月 文部科学省)
- 「生徒指導提要」 (令和4年12月 文部科学省)

令和4年度 人権教育啓発リーフレット

私も大切、みんなも大切



人権教育では、一人一人の児童生徒が、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認める**」ことができるようになることを目標の一つにしています。県教育委員会では、平成26年3月に「岩手県人権教育基本方針」を定め、「学校教育指導指針」において「人権教育の推進」を学校教育の重点の共通事項として取り組む内容の一つである「豊かな心の育成」に位置付けています。本リーフレットは、各学校が人権教育を推進する際の参考となるよう作成しています。

今年度は、令和4年度文部科学省「人権教育研究推進事業」研究指定校である花巻市立花巻北中学校の研究実践の内容を中心に紹介します。

令和5年2月

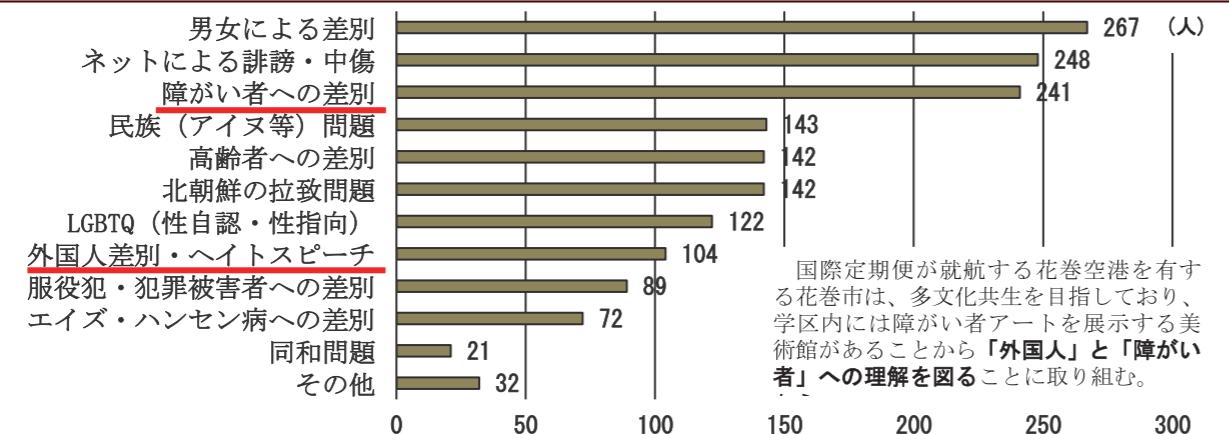
岩手県教育委員会

花巻市立花巻北中学校の研究実践

【テーマ】自分を愛し、他を愛する共生社会を目指して ～無知が招く偏見・差別を超えて～

【ねらい】「人権意識」の向上と「共生社会」の構成員として必要な資質のために、
(1)自己承認欲求及び他者承認欲求を満たし、自己肯定感の向上を図る
(2)他者を自分同様にかけがえのない存在として受け入れる
(3)無知で自己中心的な狭い見識を排する必要がある

<今日的課題である人権問題（偏見・差別）の認知度〔令和4年4月調査；300人〕>



「学ぶ（知る）」実践 ~人権に関する「知的理義」の向上~

- 6月：講演「人権とは何か」 岩手県弁護士会 弁護士 畠山将樹 氏
→ 主題：「自分を大切にし、自分以外の人も大切にすること」 出来ている…95%
- 7月：講演「外国人理解」 花巻国際交流協会(JICA青年海外協力隊OG) 多田千華 氏
→ 主題：「自分と違う考え方・文化の人でも受け入れること」 出来ている…97%
- 9月：講演「障がい者理解」 るんびにい美術館 小林 覚 氏・板垣崇志 氏
→ 主題：「見た目・先入観で決めつけず、相手を知ることが大切」 出来ている…96%
- 12月：講演「自己肯定感」 よしもと芸人 天津木村 氏・アンダーエイジ 氏
→ 主題：「人と比べず、自分はじぶんのままでいい」 思えるようになった…96%

今日的
課題

障がい者理解



新聞・テレビ等の取材を積極的に活用して“講演内容の価値付け”を行うことで生徒の意識化を図った。「知的理義」を促すことを通じて日常生活の行動変容が図られ、後日調査（12月：全校生徒）において、人権に対する肯定的な評価と、問題意識が継続されていることが明らかになった。

「参加・協力・体験」の実践 ~他者に思いを馳せる生徒会活動~

- 4月：生徒総会「ウクライナ人道支援」の決議
5月：「ウクライナ人道支援」募金活動 → 7月：岩手県ユニセフ協会へ（募金額：10万円）
6月：「いじめ・いやがらせに関わる7つの提言（H28策定）」の実態調査、全校生徒への問題提起
7月：平和祈念「千羽鶴」の全校制作 → 8月：花巻市平和祈念式典にて奉呈
10月：「ウクライナ人道支援」募金活動 → 12月：岩手県ユニセフ協会へ（募金額：4万円）
12月：リーダー研修会で「人権感覚養成プログラム（埼玉県教育委員会作成）」の実践
12月：ちょボラ活動（日本赤十字社・岩手県ユニセフ協会の街頭募金に、延べ66名の生徒が参加）

人道支援



自分にできることを



平和祈念

全校生徒の主体性を尊重しながら、“他者に思いを馳せる人道支援・平和祈念・福祉活動”に取り組む生徒会活動を支援し、「参加・協力・体験」の実践を展開することで「学ぶ（知る）」実践との相乗効果で「困っている人を出さない社会づくり」の人権感覚及び自治能力を高めることができた。

成果と課題

<人権に関する意識調査（令和4年4月調査；300人、同12月調査；280人）>

調査項目	4月調査	12月調査
「すべての人が大切にされなければならないと思う」生徒の割合	95%	98% ➡ 98%
「人権問題（差別・偏見）をなくすために行動しようと思う」生徒の割合	89%	96% ➡ 96%
「差別・偏見を許さず、困った人を出さない正義の気持ちを持っている」生徒の割合	88%	96% ➡ 96%
「より良い学校づくり・社会づくりに、自ら進んで参加している」生徒の割合	73%	86% ➡ 86%
「学級で嫌なことを言われたり、されたりしている人がいたら助ける」生徒の割合	76%	86% ➡ 86%

【成果】講演により、今日的課題（外国人・障がい者への差別・偏見）への「知的理義」を図り、生徒会を中心にウクライナ人道支援・平和祈念・福祉活動等に主体的に取り組むことで、生徒の「人権意識・意欲・態度」の向上を図ることができた。また、講師を花巻国際交流協会及び学区内的障がい者施設から招くことで、継続的に地域連携を行う土台づくりができた。

【課題】1年次は「学ぶ（知る）」ことに重点を置き、生徒の視野を広げ、思考を深めることで「人権意識」の向上を図ったが、2年次は「自ら主体的に、他生徒とともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験する」取組を通して「人権感覚」を育むこととする。その際、人権を意識した日常の授業実践及び地域連携による教育活動を展開し、人権の視点を教育課程に位置付けることで、生徒のみならず教職員の意識向上や継続的な教育活動の展開を構築する。